

3-3 卸売市場における屋内消火栓設備の取扱い

卸売市場（魚貝類）における屋内消火栓設備の設置基準について

魚介類の売買取引を行う卸売市場について、次の基準に該当する場合にあっては、政令第32条の規定を適用して、当該部分の設置を省略することができるものとする。

- 1 次に掲げる事項の(1)から(4)までに該当する場合にあっては、令第11条第1項の規定にかかわらず、当該建築物の上家部分の荷捌場については、設置を省略することができるものであること。
 - (1) 建築物の構造は、主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）を耐火構造とした建築物、又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物であること。
 - (2) 建築物の周囲は、開放された上家形式であること。（一部の壁体を有することは可。）
 - (3) 取引されるものは、魚介類が主であること。
 - (4) 当該建築物の上家形式の荷捌場について、出火の発生のおそれが著しく少なく、かつ延焼拡大のおそれがないと認められること。
- 2 次に掲げる事項の(1)から(7)までに該当する場合にあっては、令第11条第1項の規定にかかわらず、当該建築物については、政令第32条の規定を適用して、設置を省略することができるものであること。
 - (1) 建築物の構造は、主要構造部（（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあっては屋根。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）準不燃材料（建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。）若しくは難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）とした建築物、主要構造部を耐火構造としたその他の建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料とした建築物であること。
 - (2) 建築物の周囲は、開放された上家形式であること。（一部の壁体を有することは可。）
 - (3) 取引されるものは、魚介類が主であること。
 - (4) 当該建築物の上家形式の荷捌場及びその他の部分で出火の発生のおそれが著しく少なく、かつ延焼拡大のおそれがないと認められること。
 - (5) 消防水利は常時確保でき、かつ消防車両が容易に2m以内に接近することができるものであること。また、建築物から消防水利までの距離は100

m以内であること。

- (6) 当該建築物の上家形式の荷捌場以外の事務所、倉庫等の対象部分の床面積の合計が 300 m²未満であり、かつ 2 階以下の建築物であること。
- (7) 大型消火器が 2 基以上設けられていること。